

住まいに関する支援制度一覧

市町村名：玉村町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	<a href="#">重度身体障害者(児)住宅改造補助</a>	浴室・玄関・トイレ・廊下等のバリアフリー化のための工事	身障手帳、下肢または体幹1、2級。視覚1級。下肢及び体幹の重度障害で1、2級。上肢1、2級。住民票の同一世帯員の町民税所得割額の合算が160,000円未満の世帯に属する者。	500,000円			随時	なし	健康福祉課	0270-64-7705	<a href="http://www.town.tamamura.lg.jp/">http://www.town.tamamura.lg.jp/</a>	
太陽光発電設備設置費	助成	<a href="#">太陽光発電システム設置整備助成事業</a>	住宅の太陽光発電システムの購入、設置	・町内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、また、町内の自ら居住するため発電システム付き新築住宅を購入していること。 ・補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯員全員が町税を完納していること。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 ・全量買取り制度は対象外  上記、すべてを満たす人が対象。	1キロワット当たり15,000円とし、3キロワット45,000円を上限とする。		発電システム設置後(電力会社との受給契約後)90日以内に交付申請書を提出。	令和2年度補助金(180万円)が無くなり次第締切。	環境安全課	0270-64-7708	<a href="http://www.town.tamamura.lg.jp/">http://www.town.tamamura.lg.jp/</a>		
生ごみ処理機設置費	助成	<a href="#">ゴミ減量化推進事業</a>	家庭用生ごみ処理機の購入、設置	・玉村町に在住している人 ・生ごみ自家処理及び減量をすることを目的に生ごみ処理機を購入する人 ・町税を完納している人  上記、すべてを満たす人が対象。	購入金額の1/2の額の100円未満を切り捨てた額とし、限度額は25,000円		町指定の申請書に設置された生ごみ処理機の領収書の原本と保証書の写しを添付し、購入後3ヶ月以内に申請。	令和2年度生ごみ処理機補助金(15万円)がなくなり次第締切。	環境安全課	0270-64-7708	<a href="http://www.town.tamamura.lg.jp/">http://www.town.tamamura.lg.jp/</a>		
耐震診断費	助成	<a href="#">玉村町木造住宅耐震診断者派遣事業</a>	昭和56年5月31日以前に着工した木造在来軸組工法で建築された平屋又は2階建かつ一戸建住宅または併用住宅(1/2以上が住宅である建物)	建物の所有者			4月～9月末日(募集数になり次第終了)	5件	都市建設課	0270-64-7707	<a href="http://www.town.tamamura.lg.jp/">http://www.town.tamamura.lg.jp/</a>	診断者の交通費1,000円は申請者負担。	
耐震改修費	助成	<a href="#">玉村町木造住宅耐震改修補助</a>	昭和56年5月31日以前に着工した木造在来軸組工法で建築された2階建以下の住宅であって耐震診断による総合評価1.0未満の木造住宅について、耐震性の判定基準に係わる上部構造耐力を1.0以上とする工事	建物の所有者	耐震改修工事に要する費用の1/2以内の額で80万円を上限		4月～9月末日(募集数になり次第終了)	2件	都市建設課	0270-64-7707	<a href="http://www.town.tamamura.lg.jp/">http://www.town.tamamura.lg.jp/</a>	○耐震シェルタ-設置補助 ・対象は耐震改修に同じ。 ・設置に要する費用の1/2以内の額で30万円を上限とする。	